

(参考資料4) 電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置について (建議)

経 済 産 業 省

20240226電委第1号
令和6年2月27日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置について (建議)

電力・ガス取引監視等委員会では、小売電気事業における市場環境の変化や、小売電気事業者の不適切事案などを踏まえ、電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置のあり方について検討しました。

これを踏まえ、電力・ガスの適正な取引の確保を図るため、電気関係報告規則(昭和40年通商産業省令第54号)、電力の小売営業に関する指針、ガスの小売営業に関する指針等に関して、別添の事項に係る所要の制度的措置を図る必要があると認められることから、電気事業法(昭和39年法律第170号)第66条の14第1項の規定及びガス事業法(昭和29年法律第51号)第180条第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

経済産業大臣に対する建議事項

1. 電気関係報告規則に基づく定期報告に関する事項

電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）について、別紙を踏まえ、小売電気事業者に対し、同規則第2条の表第7号に掲げる電力取引報として「リスク管理体制の運用状況」及び「資金の概況」に係る定期報告を求めるための改正を行うこと。

2. ガス小売事業に係る変更登録に関する事項

ガス事業法（昭和29年法律第51号）第7条第1項のガス小売事業に係る変更登録について、別紙を踏まえ、最大ガス需要値の増加に合わせて、ガスの供給能力として見込まれる値を増加させる場合など、ガス小売事業を営むに当たり支障が無いと考えられる場合は、変更登録を受けることを要しないものとするなどの対応を行うこと。

3. 電源構成等や非化石証書の使用状況の適切な開示の方法に関する事項

「電力の小売営業に関する指針」1（3）「電源構成等や非化石証書の使用状況の適切な開示の方法」について、別紙を踏まえ、下記の事項を含む改正を行うこと。

- 電源構成等や非化石証書の使用状況に関する情報の表示に係る全体像を示した整理表を追加すること。
- 「問題となる行為」と「望ましい行為」が混在している記載について、それぞれを分離して記載すること。
- 電源構成等や非化石証書の使用状況に関する情報の表示例を一つの項目に集約すること。

4. 需要家に対する丁寧な情報提供に向けた対応に関する事項

「電力の小売営業に関する指針」及び「ガスの小売営業に関する指針」について、別紙を踏まえ、以下の対応を行うこと。

- 新規に小売供給契約を締結しようとするときのみならず、既に締結されている小売供給契約を変更しようとするときにおいても、十分な説明を行わないことが、説明義務に違反する「問題となる行為」であることを明記すること。
- 例えば、以下の場合、小売供給契約を変更しようとするときの「問題となる行為」に該当する旨を明記すること。

- 需要家に対して、電子メールや携帯電話のショートメッセージサービス（SMS）等を送信する方法で契約変更の内容を通知する際、当該電子メール等で、具体的な変更内容に一切触れず、事業者のホームページ等へのリンクのみを掲載する場合。
- 需要家への電子メール等で、契約変更の内容を簡潔に記載しつつ、事業者のホームページ等へのリンクを掲載していたとしても、リンク先のホームページ等において、変更内容に係る具体的な記載や資料の掲載等が無い場合。